

(写)

3 三総政第 415 号

令和 3 年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 3 年第 4 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第69号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第70号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第72号 令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第12号）

議案第73号 令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 69 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

い ぐち あき こ
井 口 明 子

令和 3 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下省略）

1 略 歴

氏 名	井 口 明 子
生 年 月 日	昭和 26 年 5 月 19 日
現 住 所	東京都三鷹市中原

学 歴

昭和 49 年 3 月	東京大学教育学部卒業
-------------	------------

職 歴

昭和 56 年 4 月	弁護士登録
昭和 59 年 4 月	小林明子法律事務所開設、現在に至る
平成 10 年 4 月	東京簡易裁判所民事調停委員、現在に至る。
平成 16 年 1 月から 令和 元年 12 月まで	東京簡易裁判所司法委員
平成 19 年 4 月	人権擁護委員、現在に至る。

2 任 期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 70 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

すず き たか こ
鈴 木 貴 子

令和 3 年 12 月 21 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下省略）

1 略 歴

氏 名	鈴 木 貴 子
生 年 月 日	昭和 38 年 1 月 15 日
現 住 所	東京都三鷹市中原

学 歴

昭 和 60 年 3 月	福岡大学商学部卒業
--------------	-----------

職 歴

昭 和 60 年 4 月	社団法人日本自動車連盟九州本部就職
平 成 元 年 1 月	同法人退職
平 成 3 年 3 月	日本経済新聞労働組合本部就職
平 成 24 年 12 月	同組合退職
平 成 18 年 4 月	三鷹市青少年対策東台地区委員会委員、現在に至る。
平 成 29 年 6 月	新川中原住民協議会委員、現在に至る。
平 成 31 年 4 月	人権擁護委員、現在に至る。

2 任 期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 71 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

よし の たけ と
吉 野 武 門

令和 3 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下省略）

1 略 歴

氏 名	吉 ^{よし} 野 ^の 武 ^{たけ} 門 ^と
生 年 月 日	昭和 37 年 1 月 11 日
現 住 所	東京都三鷹市井口

学 歴

昭 和 60 年 3 月	青山学院大学経営学部卒業
昭 和 61 年 3 月	服部栄養専門学校卒業

職 歴

昭 和 61 年 4 月	ピザレストラン ニコラス入社
平 成 15 年 3 月	同社退社
平 成 15 年 3 月	株式会社ドリームファクトリー入社
平 成 22 年 5 月	同社退社
平 成 28 年 4 月	三鷹防犯協会青少年部副部長、現在に至る。
令 和 2 年 6 月	井口協和会防犯部部長、現在に至る。

2 任 期

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

議案第 72 号

令和 3 年度三鷹市一般会計補正予算（第12号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 73 号

令和 3 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 3 年12月21日

提出者 三鷹市長 河 村 孝